婦人労働資料 No. 28

婦人労働の実情

1952年

労働省婦人少年局

はしがき

戦後、働く婦人の数は年々増加の傾向を示し、又諸法律の改正、労働基準法の実施、労働組合による職場の民主化運動などによつて、働く婦人の地位は、種々の問題をはらみながらも徐々に向上して来ています。

この資料は、このような動きつつある働く婦人の現状を統計的に明らかにするために編纂したもので、一九五二年の統計を中心として、これに簡単な説明を加えたものです。不備な点も多々ありますが、とりあえず一九五二年分をお送り致します。働く婦人及び働く婦人の問題に関心のある方々の御参考になれば幸いです。

なお、この資料の作成に当つては、労働省官房労働統計調査部、労働基準局、職業安定局の御協力をいただきました。附記として感謝の意を表します。

一九五三年七月

労働省婦人少年局

目次

はしがき

一、就業状態

(一) 就業者

(二) 雇用者

(1) 女子雇用者数の動き

(2) 女子雇用者の特性

(三) 失業

(四) 労働市場状況

二、労働條件

(一) 給与

(1) 女子給与額の推移と現状

(2) 給与の男女格差

(3) 女子給与の年令階級別、扶養家族数別及び勤続年数別格差

(4) 女子労働者の賃金階級別分布状態

(二) 労働時間及び日数

(三) 労働基準監督実施状況

(1) 女子関係條文違反状況

(2) 女子保護実施状況

(四) 労働衛生

(1) 病類別罹病率

(2) 欠勤率

三、労働組合

統計表

表1　産業及び男女別就業者数（一九五二年一〇月）……二
表2　男女及び年別就業者数（一九四七年～一九五二年）……三
表3　職業大分類別就業者数（一九五〇年国勢調査）……四
表4　婦人が多く働いている職業（一九五〇年国勢調査）……四
表5　産業及び男女別雇用者数（一九五二年一〇月）……五
表6　男女及び年別雇用者数（一九四七年～一九五二年）……六
表7　男女及び月別雇用指数（一九五二年一月～一二月）……六
表8　年別工業従業者数（一九〇九年～一九四五年）……七
表9　雇用者の平均年令、勤続年数、扶養家族数（一九四九年一一月）……七
表10　男女別完全失業者数（一九五一年～一九五二年）……九
表11　公共職業安定所を通した中学・高等学校卒業者の需求状況（一九五二年三月卒業者）……一〇
表12　男女及び年別一人一カ月平均現金給与総額（一九四七年～一九五二年）……一二
表13　男女及び年別賃金指数（一九四七年～一九五二年）……一二
表14　女子給与の高い産業（一九五二年平均）……一三
表15　女子給与の低い産業（一九五二年平均）……一三
表16　製造工業の男女労務者一人一日平均賃金及び男女比率（一九二六年～一九四五年）……一四
表17　製造工業の男女労務者一人平均月間現金給与額及び男女比率（一九四七年～一九五二年）……一五
表18　全産業の男女常用労働者一人平均月間現金給与額及び男女比率（一九四七年～一九五二年）……一五
表19　男子給与に対する女子給与の比率の高い産業（一九五二年平均）……一六
表20　男子給与に対する女子給与の比率の低い産業（一九五二年平均）……一六
表21　年令階級別一人一カ月平均現金給与男女比率（一九四九年一一月）……一七
表22　旧制中学校卒業一般事務員の一人平均一時間当り賃金額及び男女比率（一九五一年一〇月）……一七
表23　年別製造工業女子労働者の一人一日平均労働時間（一九四〇年～一九四八年）……一〇
表24　男女別一カ月平均実労働時間数及び出勤日数（一九五二年平均）……一〇
表25　労働基準法女子関係条文違反件数（一九五二年合計）……一一
表26　年別女子保護実施状況（一九四八年～一九五一年）……一一
表27　男女及び病類別罹病率（一九五二年一月～六月平均）……一二
表28　男女、病類及び月別欠勤率（一九五一年七月～一二月）……一三
表29　年別労働組合数及び組合員数（一九二七年～一九三八年）……一三
表30　年別労働組合推定組織率（一九三〇年～一九三八年）……一五
表31　年別労働組合数及び組合員数（一九四五年～一九五二年）……一五
表32　年別労働組合推定組織率（一九四八年～一九五二年）……一六
表33　年別女子労働組合役員選出状況（一九五〇年～一九五二年）……一七

統計図表

図a　女子就業者就業地位別割合（一九五二年一〇月）……一
図b　月別及び農林非農林業別女子就業者数（一九五二年一月～一二月）……三
図c　雇用者の教育程度（一九四九年一一月）……七
図d　雇用者の生活時間（一九五〇年）……八
図e　学校卒業者の卒業後の状況（一九五二年卒業者）……一一
図f　男女別一人一カ月平均現金給与額年令階級別格差（一九四九年一一月）……一八
図g　男女別一人一カ月平均現金給与額扶養家族数別格差（一九四九年一一月）……一八
図h　男女別一人一カ月平均現金給与額勤続年数別格差（一九四九年一一月）……一八
図i　賃金階級別労働者分布（一九四九年一一月）……一九

一九五二年婦人労働の実情

一、就業状態

(一)　就業者

総理府統計局労働力調査によると一九五二年一〇月現在、我国の女子就業者数は一、五八六万人で女子生産年令人口（一四才以上の女子人口）の五二%が就業しています。これを男子生産年令人口は男子生産年令人口より三百万人近くも多くなつているので、就業者総数中女子就業者の占める割合は四一%となつています。

図a　女子就業者就業地位別割合(1952年10月)

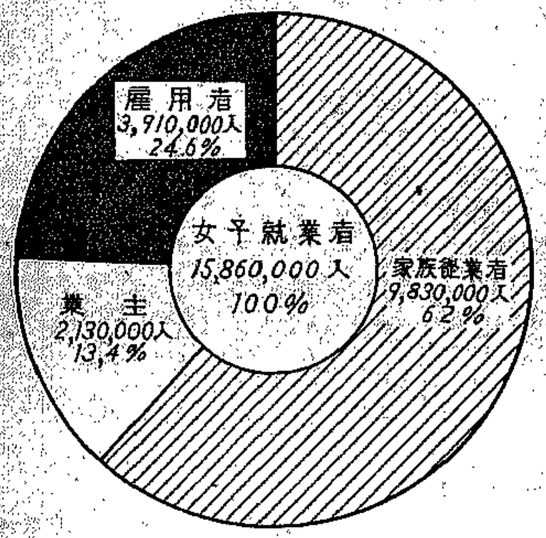

労働力調査による

この女子就業者を従業上の地位別に見ると図aの通り家族従業者が最も多く女子就業者中六二%を占めています。次いで雇用者が三九一万人で二五%、自営業主が二一三万人で一三%となつています。このように女子就業者中家族従業者が多いのは、表1の産業別就業者数に見る通り女子就業者（一、五八六万人）の過半数（九三六万人）が農林業に就業しており、この女子農

林業就業者の大部分(八〇八万人)が家族従業者だからです。この外漁業及び水産養殖業も女子就業者一〇万人中九万人が家族従業者であり、中小規模の販売業にも家族従業者が相当多くいます。現在我国の農業、漁業及び小商店の労働力はこの家族従業者に負うところが大きいのです。これら家族従業者については、その労働条件の基準を規定することが困難であり、そのため家事をも負担しなければならない農家、漁家、商家の主婦は労働時間が長くなりがちです。

次に女子就業者数の終戦後の年別の推移を見ると表2の通り一九四七年以後年々増加しています。又女子就業者数の年間の動きを見ると、毎年六月及び十月を山とし、一～二月頃と八～九月頃を谷として波状に増減する傾向が見られますが、一九五二年一月～一二月間にもこの傾向が明らかに現われています。このように季節によつて就業者数が変る主な原因は、農林業の家族労働力が農繁期には就業者となり、農閑期には非労働力として通学や家事に従事するためで、図bに見る通り、農林業就業者の数は季節によって急激に増減していますが、非農林業にはこのような激しい季節的変化は見られません。

表1　産業及び男女別就業者数(1952年10月)

産業	男子	女子	産業別女子就業者百分率	産業別総数中女子の占める割合
	千人	千人	%	%
全産業	22,820	15,860	100.0	41.0
農林業	8,720	9,360	59.0	51.8
漁業及水産養殖業	430	100	0.6	18.5
鉱業	430	50	–	10.6
建設業	1,320	120	0.8	8.3
製造業	4,110	2,150	13.6	34.3
卸売小売業並びに金融保険不動産業	3,260	2,200	13.9	50.3
運輸通信及びその他の公益事業	1,700	210	1.3	11.0
サービス業	1,910	1,470	9.3	43.5
公務	920	210	1.3	18.4

総理府統計局・労働力調査

表2　男女及び年別就業者数(単位千人)

年月別	男子	女子	年別就業者総数中女子の割合
	千人	千人	%
1947年(昭和22)10月	20,960	13,700	39.5
1948〃(〃23)10〃	21,580	14,140	39.6
1949〃(〃24)10〃	21,800	14,690	40.3
1950〃(〃25)10〃	22,030	15,310	41.0
1951〃(〃26)10〃	22,410	15,670	41.2
1952〃(〃27)10〃	22,820	15,860	41.0

総理府統計局、労働力調査

図b　月別及び農林非農林業別女子就業者数(1952年)(単位万人)

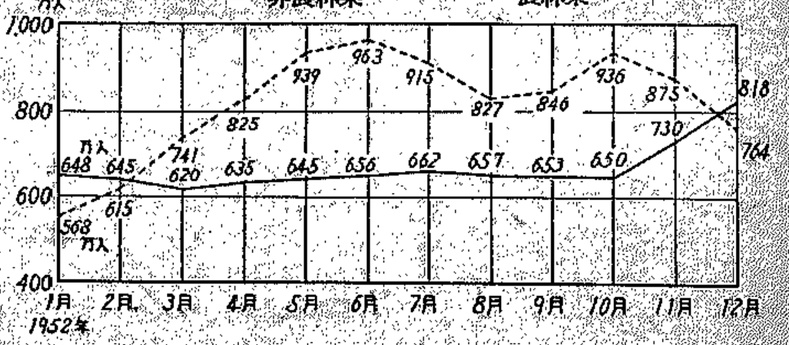

総理府統計局調、労働力調査

表3　職業大分類別就業者数(1950年国勢調査)

職業大分類別	14才以上就業者		職業別割合		男女比・女100につき男
	男子	女子	男子	女子	
	千人	千人	%	%	
総数	21,811	13,763	100.0	100.0	158.5
専門的技術的職業者	1,129	505	5.2	3.7	223.6
管理的職業者	683	26	3.1	0.2	2,626.9
事務従事者	2,140	896	9.8	6.5	238.8
販売従業者	1,844	1,139	8.5	8.3	161.9
農林漁業従事者・猟師・伐木夫・漁夫及び類似的職業者	8,658	8,382	39.7	60.9	103.3
採鉱採石的職業者	370	34	1.7	0.2	1,088.2
運輸的職業者	435	5	2.0	0.0	8,700.0
特殊工程工・生産工程及び単純労働従業者	5,932	1,906	27.2	13.8	311.2
サービス職業者	589	841	2.7	6.1	70.0
分類不詳及び不能の職業	34	30	0.2	0.2	113.3

これに反して管理的職業に従事しているものは二万六千人で、女子就業者中僅か〇・二%にすぎず、男子の六八万三千人に比べて二六分の一となつています。

従来から「婦人の職業」と考えられて来たものが多いようです。しかし戦後女子に対する専門教育や技術教育が次第に

又、同調査によって女子就業者の五万人以上就業している職業(小分類)を女子の多い順にあげると表4の通りで、

表4　婦人が多く従事している職業
（5万人以上）　（1950年国勢調査）

職業別	女	男
	千人	千人
農耕家族従業者	7,709	3,008
農耕作業者	839	4,395
販売店員及その他の販売従業者	760	667
会計事務員	247	421
教員	230	407
女中（個人の家庭の）	229	—
和服裁縫師及ドレスメーカー	222	29
販売に従事する小売店主	212	705
織布工	209	36
女中及び給仕人（家庭個人のを除く）	206	15
農耕賃金労働者	156	190
人夫雑役	144	429
養蚕家族従業者	137	18
理髪師及美容師	103	86
呼売人行商，露天商人	103	189
看護婦	91	—
紡織工及糸取扱工	80	—
接客婦及ダンサー	77	—
交換手及電話交換手	66	—
看護婦及び看護婦見習	61	—

普及して来たため、弁護士、判事、検事、医師、歯科医師、薬剤士、会計士などのような専門的職業や、電気や土木の技術者、機械熟練工、製図工、写真師などのような技術的職業にも女子は次第に進出して来ています。

二　雇用者

(1)　女子雇用者数の動き

前項で見た通り雇われて働いている婦人（女子雇用者）の数は、自営業主、家族従業者と並んで、女子就業者中四分の一を占め、一九五二年一〇月現在三九一万人となっています。

次に一九四七年以降の女子雇用者数の推移を見ると表6の通りで、一九四九年同月からは七七万人増となっています。

一九四九年に雇用者数が減少しているのは同年から一九五〇年上半期にかけて、経済九原則に基づく均衡財政政策によって、官庁の行政整理や民間の企業合理化が行われ、多くの人員が整理され、又各企業の雇用能力が減退したためですが、一九五〇年六月、朝鮮動乱の勃発以後、特需と輸出の伸張によって雇用も増加の傾向に転じています。又最近婦人自身の側にも経済的な要求と働く意欲とが高まって来ており、働く婦人は増加の傾向を示しています。

然しこのように一九五一年から一九五二年にかけて臨時及び日雇

表5　産業及び男女別雇用者数（1952年10月）

産業別	男子	女子	産業別総数中女子の割合
	万人	万人	%
全産業	10,05	391	28.0
農林業	29	18	38.3
漁業及び水産養殖業	18	1	5.3
鉱業	42	5	10.9
建設業	85	11	11.3
製造業	322	157	32.8
卸売小売業並びに金融保険不動産業	141	67	32.2
運輸通信及びその他の公益事業	161	21	11.5
サービス業	114	90	44.3
公務	92	21	18.4

総理府統計局・労働力調査

表6　男女及び年別雇用者数

年月別	男子	女子	年別雇用者総数中女子の割合
	千人	千人	%
1947年（昭和22）10月	9,160	3,320	26.6
1948年（昭和23）10月	9,700	3,490	26.4
1949年（昭和24）10月	9,520	3,140	24.8
1950年（昭和25）10月	9,620	3,420	26.2
1951年（昭和26）10月	10,120	3,890	28.2
1952年（昭和27）10月	10,050	3,910	28.0

総理府統計局、労働力調査

を含めた労働者総数は増加していますが、これを常用女子労働者数（規模三〇人以上の事業所）のみについて見ると一九五二年は新規学卒者の入職月である四月を除き各月共前年平均を下まわっています。

即ち労働省毎月勤労統計調査によって一九五一年間平均を一〇〇とする女子雇用指数を総数について見ると表7の通り一九五二年中一〇〇を上廻っているのは四月の一〇〇、六のみで、その他の月は何れも一〇〇以下を示しています。これはこの年に前年下半期来の貿易の不振による一般的景気の停滞が影響しているためで、特に春以来操短を実施した綿紡績業（紡織業）、ゴム製品製造業並びに皮革及び皮革製品製造業は、新規学卒者の入職期（四月）でさえも一〇〇

表7　男女及び月別雇用指数（1952年）
六大産業総数（1951年平均＝100）

性別	1951年平均	1952年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
男子	100	99.7	99.6	99.6	100.6	100.5	100.3	100.3	100.0	100.0	99.9	100.0	100.0
女子	100	99.5	98.8	98.8	100.6	99.3	97.7	96.7	97.0	97.2	97.2	96.7	95.6

（労働省、毎月勤労統計より算出）

表8　年別工業従業者数

年別	男	女	総数に対する女の割合
	人	人	%
1909年（明治42年）	339,078	503,082	59.7
1914年（大正 3年）	331,554	586,063	57.6
1920年（大正 9年）	802,685	846,042	51.3
1930年（昭和 5年）	974,112	911,406	48.3
1935年（〃 10年）	1,518,357	1,113,009	42.3
1940年（〃 15年）	3,073,103	1,430,236	31.8
1945年（〃 20年）	1,520,063	714,604	32.0

註1）平均1日職工5人以上を使用する工場の調査
2）従業者中には職員、職工及その他の従業者を含む。（雇用関係の有無に関係しない。）
商工省調、工業統計表

以下となつています。産業別に見て一九五二年一月から一二月まで各月共一〇〇を上廻つているのは、食糧品製造業、家具及び建具製造業、金属製品製造業、輸送用設備製造業、専門機械・理化学機械・制禦機械器具・写真機・光学機械器具及び時計製造業、運輸通信及びその他の公益事業などです。

なお参考までに、商工省、工業統計表によつて、戦前の工業従業者数を見ると表8の通りで一九〇九（明治四二）年には女子は五〇万人余りでしたが、その後次第に増加し、一九四〇（昭和一五）年には一四三万人余りとなつています。しかし終戦の年である一九四五年には七一万人余りに減つています。一方、工業従業者総数中に占める女子の割合は、一九二〇（大正九）年頃までは五〇％以上を示していますが、一九三〇（昭和五）年には四八・三％となり、その後次第に下つて、一九四五年には三二％となつています。

これは、重工業が発展するに従つて、工業従業者数が急激に増加し、殊に男子の増加が著しかつたため、初期の紡織業に重点をおいた軽工業時代よりも、工業従業者中に占める女子の比重が軽くなつて来たことを示し、女子従業者の絶対数の増加にもかかわらず、従業者総数中に占める女子の

図c　雇用者の教育程度（1949年11月）

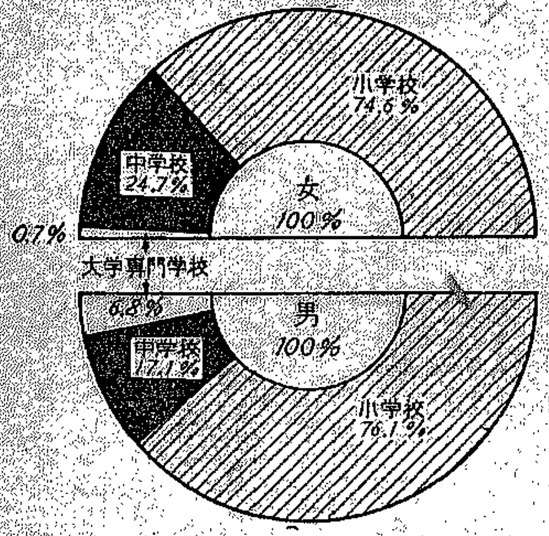

（註）学制は旧制による。
労働省調、個人別賃金調査

表9　雇用者の平均年令、勤続年数、扶養家族数（1949年11月）

男女別	平均年令	平均勤続年数	平均扶養家族数
男	32.5才	6.6年	2.13人
女	23.8才	3.2年	0.20人

労働省調、個人別賃金調査

(2) 女子雇用者の特性

女子雇用者は概して若く、その平均年令は一九四九年一一月の労働省個人別賃金調査によれば二三、八才で、女子雇用者の七六％が二五才未満となつています。これは男子の平均年令三二、五才に比べてかなりひらきがあります。

勤続年数も男子と女子ではかなり差があり、女子は三・一年、男子は六・六年です。

扶養家族数は女子の、女子雇用者は平均〇・二人、男子は二・一人となつています。しかし年令別に見ると三五才～三九才の女子雇用者は平均一・二人の扶養家族を持つています。

次に女子雇用者の教育程度について見ると、図cの通り、小学校卒業者は七四・六％で男子とほぼ同じ割合を示していますが、大学専門学校卒業者の割合は、男子が六・八％に対し、女子は僅か〇・七％で、高等教育を受けた婦人労働者が如何に少いかを示しています。（学制は旧制による）（以上一九四九年一一月、労働省労働統計調査部調、個人別賃金調査による）

又、女子は男子に比べて家事負担の時間が多く、一九五〇年労働省婦人少年局調の「婦人労働者並びに労働者家庭婦人の工場外生活時間調査」によれば図dの通り女子雇用者は一日のうち平均二時間四〇分を家事のために使つています。これは男子（三三分）の約五倍に当ります。そのため従来婦人は結婚と同

図d　雇用者の生活時間　(1950年)

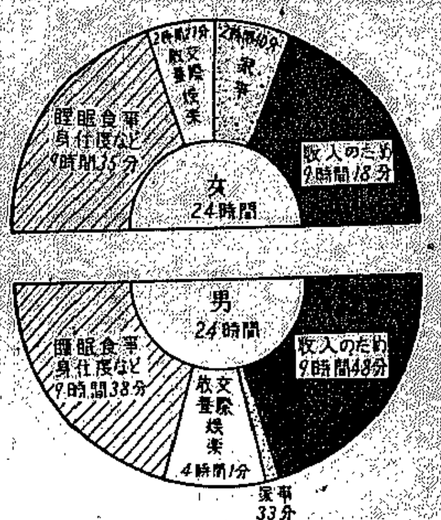

労働省、婦人少年局調

時に職を退くことが多く、婦人少年局の一九五一年の調査では女子雇用者中有夫者は一二%にすぎませんが、近年結婚後も勤続する婦人が次第に増加する傾向にあります。しかし結婚後続けて働いていても産前産後にやめるものが相当あり、家庭の主婦が安心して働くために家庭生活の合理化、職場施設や社会施設の拡充が叫ばれています。

以上のような女子雇用者の特性は、女子雇用者の平均賃金の低さの大きな原因となつており、又、女子が熟練労働者として或は監督者、管理者として立つことを阻む主要な要素となつています。

婦人自身の職業意識の昂まりによつて、永く勤続するものが次第に多くなつて来ており、平均年令も高まつて来ています。即ち労働省の一九四八年個人別賃金調査報告書によつて、一九三六(昭和一一)年と一九四八(昭和二三)年の労働者の平均年令を比較すると、女子は二一・〇才から二三・三才と二・三才の増加、男子は三〇・一才から三一・五才と一・四才増加しています。これは一九四七年に施行された労働基準法によつて年少労働者の就業年令が制限されたこと、六・三制の実施によつて義務教育年数が延びたことなどが大きな原因と考えられますが、女子の方が男子より年令の増加が著しいことは注目されます。

又戦後婦人に対する教育の機会が平等に与えられるようになり、これが婦人の社会的地位にも影響を与えることが少くないと思われます。

(三)失業

女子完全失業者数は、労働力調査によれば一九五二年には月平均一七万人で前年の一五万人に比較して増加しています。これを月別に見ると、表10の通り前年一〇月以降の増加の傾向に引続いて毎月比較的高水準を示し、特に紡織操短の開始した三月には二〇万人と、上半期の最高に達しました。その後徐々に減少の傾向を辿り、一〇月には一三万人と年内の最低を示しましたが一一、一二月には再び二一万、二二万と増加しています。一九五二年の各月の女子完全失業者数を前年同月と比較すると、一〇月を除き各月とも同数ないし上廻つています。(総理府統計局労働力調査)

表10　男女別完全失業者数(1951年～1952年)

年別	性別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
		万人	万人	万人	万人	万人	万人	万人	万人	万人	万人	万人	万人
1951年(昭和26年)	男	27	26	26	23	24	20	19	26	25	24
	女	10	11	15	13	13	11	15	15	12	21	21	18
1952年(昭和27年)	男	32	30	33	33	31	27	23	28	27	35	28	25
	女	17	18	20	18	18	15	17	15	15	13	21	22

総理府統計局調、労働力調査

なおこの完全失業者は労働力調査の調査期間(毎月末日に終る七日間)中全然就業しなかつたものであり、これだけでは潜在失業者を含めた失業の実相は明らかではありませんので、参考までに、一九五二年三月、総理府統計局調査の失業状況実態調査報告によつて、女子就業者中①「今の仕事の収入が少いから」②「もつと永続的な仕事を望むから」③「健康又は職場の環境が悪いから」等の理由で転職を希望している女子の数を見ると六七万人、その中、失業的色彩の濃い①②の理由によるものが約四三万人となつています。又、労働力調査による女子就業者の中追加就業希望者数は一九五二年各月平均二六万人となつています。

次に失業保険金受給者数について見ると、これも増加の傾向を示し、一九五二年八月には一三二、一五一人となり、前年同月の六九、三四三人に比べて九一%の増加を示しています。

四　労働市場状況

労働省職業安定局の調べによつて一般女子の求人、求職、就職の関係を見ると一九五二年中に全国の公共職業安定所で取扱つた女子の新規求職申込件数の総計は約一四九万件、新規

求人数は約八九万件、就職件数は約五五万件となつています。これを一カ月平均にすると新規求職申込件数一二万四千件、新規求人数七万四千件、就職件数四万六千件となり、新しかし、一般に婦人は事務員や店員などのような特殊技能を必要としない、きれいでとつつき易い職業に殺倒する傾向がありますので、職業や企業によつては、求職者が求人の数十倍に達することがしばしばあります。又一方、職業によつては希望者が少くて求人の方が多かつたり、雇う側と雇われる側の希望條件が合わないために求人が満たされないものもあります。例えば、住込を要求される個人病院の看護婦、家庭女中、サービス店員、労働の激しいバス車掌、労働條件の不安定な小工場の工員、固定給の殆どない外交員などは、求人が比較的あつても求職者との希望條件の合わない場合が多いようです。又戦後、特技を持たない中年の婦人の求職がふえ、殊に子供を持つ未亡人や主婦の求職が目立つて来ましたが、求人側は高年令者や家事の負担の重い家庭の主婦を避ける傾向があるので就職はなかなか困難な状態にあります。しかし、特殊技能を持つ人の就職は比較的容易なようです。従つて何らかの特殊技能を持つこと、その技能に熟練することがよい職業を得る要件です。

次に公共職業安定所を通した新規学卒者の状況を見ますと、一九五二年三月女子中学校卒業者の需給状況は比較的好調で、表11の通り求職申込件数は一六万三千、求人数は一七万二千、就職件数は一〇万七千で、求職申込数の六五%以上が就職しています。又女子高等学校卒業者の求職申込件数は三万四千、求人数は一万四千、就職件数一万で、公共職業安定所への求職申込数の三一%が就職していることになります。

なお、文部省の調査による一九五二年学校卒業者数と卒業後の状況は図eの通りで、女子中学校卒業者の就職、進学の割合は男子中学校卒業者と大差ない状態を示しています。

次に日雇について見ると、一九五二年の各月共、公共職業安定所を通して、一〇万人余の女子が日雇に就職しています。月平均の女子日雇求職給延数は二二二万件、新規求人数は一八六万件、就職延件数は一八二万件となつていますが一九五一年より求職数は減り、求人数と就職数が増えているので、不就労者（あぶれ）の数は前年より減つています。

表11 公共職業安定所を通した中学、高等学校卒業者の需求状況
(1952年3月卒業者)

項目	中学校			高等学校		
	計	男子	女子	計	男子	女子
求職申込件数	305,611	142,114	163,497	72,385	38,791	33,594
求人数	327,966	156,112	171,854	35,234	21,241	13,993
就職件数	196,917	89,875	107,042	23,485	13,084	10,401

労働省、職業安定局調

図e 学校卒業者の卒業後の状況（1952年卒業者）

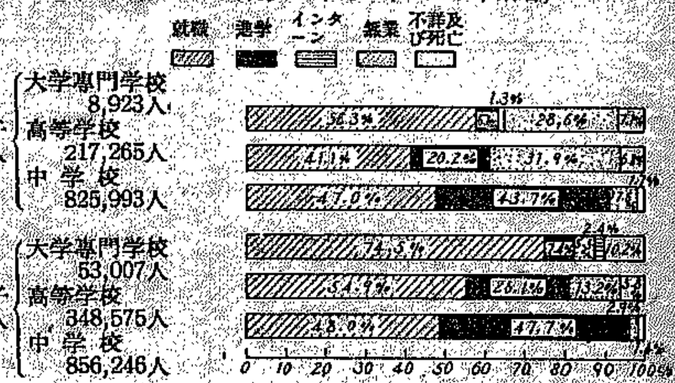

文部省、調査局調

二、労働條件

(一) 給与

(1) 女子給与額の推移と現状

終戦時の一九四五（昭和二〇）年には製造工業女子労務者（職員を除く）の一日平均賃金は二円三七銭でしたが、戦後のインフレーションの波は賃金をも急激に上昇せしめ、一九四七（昭和二二）年には一カ月平均八五一円、一九四九（昭和二四）年には四、〇七七円と一九四七年の四・七倍になつています。（以上労働省労働統計調査年報（一九五一年版より）これを産業総数（鉱業、製造業、卸売及び小売業、金融業及び保険業、不動産業、運輸通信及びその他の公益事業）

表12 男女及び年別1人1カ月当り平均 現金給与総額（1947年～1952年）

年別	男子	女子
	円	円
1947(昭和22)年平均	2,241	972
1948(昭和23)年平均	6,133	2,640
1949(昭和24)年平均	9,980	4,488
1950(昭和25)年平均(1)(3)	11,143	5,184
1951(昭和26)年平均(2)(3)	14,051	6,496
1952(昭和27)年平均(3)	16,782	7,533

註1) 1950年6, 7, 9月は男女別の数字がないためこれを除いた9カ月平均
註2) 1950年以降は毎月勤労統計調査改正のため前3カ年とは直接には接続しない。
労働省・毎月勤労統計調査

表13 男女及び年別賃金指数
1947年＝100

年別	男子	女子
1947年(昭和22年)	100	100
1948〃(〃 23〃)	274	272
1949〃(〃 24〃)	445	462

年別	男子	女子
1951年(昭和26年)	100	100
1952〃(〃 27〃)	119	116

註) 表12より婦人少年局が算出。

表14 女子給与の高い産業
(1952年1月～12月平均)

産業別	女子現金給与額
	円
金融業及び保険業	10,937
煙草製造業	10,200
第一次金属製造業	9,761
運輸通信及びその他の公益事業	9,270
輸送用機械器具製造業	9,143
卸売及び小売業	8,888
石油及び石炭製品製造業	8,552
印刷出版及び類似産業	8,541
紙及び類似品製造業	8,133
専門機械、理化学機械、制禦機械器具、写眞機、光学機械、器具及び時計製造業	8,048
電気機械器具製造業	7,938
化学工業	7,883

労働省、毎月勤労統計調査

表15 女子給与の低い産業
(1952年1月～12月平均)

産業別	女子現金給与額
	円
衣服及び身廻品製造業	4,746
家具及び装備品製造業	4,894
建設業	5,146
その他の製造業	5,569
木材及び木製品製造業	5,852
皮革及び皮革製品製造業	6,106
食料品製造業	6,118
紡織業	6,382
ガラス及び土石製品製造業	6,412
金属製品製造業	6,944
ゴム製品製造業	7,076
鉱業	7,452
機械製造業	7,459

労働省、毎月勤労統計調査

与の動きを男女別に比べてみますと、女子の給与は一九四八年には二七四、一九四九年には四四五と一九五一年を一〇〇として五二年を比較すると、女子の給与は一一九と、その上昇率は逆に男子が高くなっています。

子の給与は一九四八年には二七四、一九四九年には四四五と一九五一年を一〇〇として五二年を比較すると、女子の給与は一一九と、その上昇率は逆に男子が高くなっています。

す。ところが一一六、男子の給与と男子の給与は職務給的要素が増加し、女子の給与は男子の給与に比べて上昇率が低下してきたことを示しています。

これは戦後数年間は給与体系が生活給的性格を多分にもち、従って女子の給与と男子の給与との差が比較的せばまって来ましたが、その後給与体系に

一九五二年女子給与の年平均額は七、五三三円ですが、これを産業別にみますと、金融業及び保険業が最も高くて一〇、九三七円となっています。この

年々低下の傾向を辿り、一九三三、四（昭和八、九）年には

の他煙草製造業が一〇、二〇〇円、第一次金属製造業が九、七六一円となっています。女子現金給与額が平均よりも高い産業を高い順に並べると表14に示す通りです。

同年平均で最も低い給与額を示しているのは衣服及び身廻品製造業で四、七四六円となっています。四、〇〇〇円台にはこの他家具及び装備品製造業があり、女子雇用者の多い紡織業も六、三八二円と平均より大分低くなっています。

平均より給与の低い産業を低い順に並べると表15の通りです。

なお一九五二年には、給与の内容は戦後の生活給を主体としたものから、次第に能率給及び職務給的なものへと変化し、諸手当を整理して基本給中心の考え方に移り、特別に支払われた給与の内容も、従来の一時的臨時給与の形から賞与的な形へと変化する傾向が見られます。

(2) 給与の男女格差

女子の平均給与は男子の平均給与に比べてかなり低くなっています。表16に示すように製造工業においては一九二六（昭和一）年で女子賃金は男子の四〇・九%を示し、その後年にはそれぞれ二九・一%、二九・四%と著しい低率を示していま

表16 製造工業の男女別労務者1人1日平均賃金額及び男女比率
(1926年～1945年)

年別	男子	女子	男子に対する女子の割合
	円	円	%
1926年(昭和1年)	2.35	0.96	40.9
1927〃(〃 2〃)	2.54	0.99	39.0
1928〃(〃 3〃)	2.60	1.00	38.5
1929〃(〃 4〃)	2.65	0.99	37.4
1930〃(〃 5〃)	2.55	0.91	35.6
1931〃(〃 6〃)	2.43	0.82	33.7
1932〃(〃 7〃)	2.51	0.77	30.3
1933〃(〃 8〃)	2.54	0.74	29.1
1934〃(〃 9〃)	2.48	0.73	29.4
1935〃(〃 10〃)	2.43	0.73	30.0
1936〃(〃 11〃)	2.42	0.74	30.7
1937〃(〃 12〃)	2.48	0.79	31.4
1938〃(〃 13〃)	2.49	0.85	34.1
1939〃(〃 14〃)	2.55	0.90	35.3
1940〃(〃 15〃)	2.78	1.05	37.8
1941〃(〃 16〃)	3.05	1.18	38.7
1942〃(〃 17〃)	3.29	1.32	40.1
1943〃(〃 18〃)	3.75	1.51	40.0
1944〃(〃 19〃)	4.47	1.71	38.3
1945〃(〃 20〃)	5.56	2.37	42.6

労働省、1951年労働統計調査年報より

めです。このほか、一九二九（昭和四）年末工業及び農業をおそった大恐慌の影響が労働者特に女子労働者の賃金切下げにあらわれたことも一原因といえましょう。

戦前に比べて戦後は男子に対する女子の給与の比率も若干上昇を示しました。表17の通り一九四七年には同じく製造工業生産労働者（労務者）についてみると四三・六%で、その後一九四八、九年も四三%台です。一九五二年に入ると若干下降傾向を示し、男子生産労働者（労務者）に対する女子生産労働者（労務者）の給与の割合は四二・七%となっています。

なお管理、事務及び技術労働者（職員）の男子給与に対する女子給与の割合は一九四七年には生産労働者よりも大きくなり四六・二%でしたが一九五二年にはその開きが生産労働者よりも大きくなり四二・一%となっています。

これを産業総数についてみると男子常用労働者（職員、労務者双方を含む）の給与に対する女子常用労働者の給与の割合は一九四七年には四三・四%、その後次第に比率は高くなり、一九五〇年には四六・五%と最高を示しましたが、一九五二年には製造工業における同様少しさがり四四・九%となっています。（表18）

男女賃金の格差は産業によってかなりの違いがあるので、一九五二年の男女平均給与について産業別に比べてみましょう。表19の通り煙草製造業では男子に対する女子の給与の比率が比較的高く六三%となっています。男子給与に対する女子給与の比率が平均以上の産業を率の高い順にみると、煙草製造業の次は木材及び木製品製造業で男子給与に対する女子の給与の割合は六二%となつていますが、これに対して紙及び類似品製造業は三七%、ガラス及び土石製品製造業、衣服及び身廻品製造業、食料品製造業が三八%と非常に低率を示しています。

表17 製造工業の男女及び労働者種類別1人平均月間現金給与額及び男女比率 (1947年～1952年)

年別	生産労働者			管理、事務及び技術労働者		
	男	女	男子に対する女子の割合	男	女	男子に対する女子の割合
	円	円	%	円	円	%
1947年(昭和22年)	1,755	851	43.5	2,590	1,197	46.2
1948年(昭和23年)	5,456	2,363	43.3	7,078	3,283	45.8
1949年(昭和24年)	9,345	4,077	43.6	12,014	5,483	45.6
1952年(昭和27年)	15,008	6,392	42.7	22,110	9,285	42.1

註1) 1947～49年は労働省労働統計調査年報(1951年版)
2) 1952年は毎月勤労統計地方調査
3) 1950～51年は生産労働者、管理事務及び技術労働者別の数字がない

労働省、労働統計調査部調

表18 調査産業総数の男女常用労働者[1]1人平均月間現金給与額及び男女比率 (1947年～52年)

年別		男子	女子	男子に対する女子の割合
		円	円	%
1947年	昭和22年	2,241	972	43.4
1948年	昭和23年	6,133	2,640	43.0
1949年	昭和24年	9,980	4,488	45.0
1950年	昭和25年[2]	11,143	5,184	46.5
1951年	昭和26年	14,051	6,496	46.2
1952年	昭和27年	16,782	7,533	44.9

註1) 労務者と職員の双方を含めた常用の雇用労働者
註2) 1950年6, 7, 9月は男女別がないためこれを除いた9カ月平均
註3) 1947～49年は旧毎月勤労統計調査、1950～52年は改正毎月勤労統計調査なので直接には接続しない

表19　男子給与に対する女子給与の比率の高い産業(1952年1月～12月平均)

産業別	男子給与に対する女子の割合
	%
煙草製造業	63
木材及び木製品製造業	62
運輸通信及びその他の公益事業	59
印刷出版及び類似産業	53
精密機械器具製造業	51
第一次金属製造業	50
建設業	50
専門機械、理化学機械、制震機械器具、写真機、光学機械器具及び時計製造業	49
家具及び装備品製造業	49
皮革及び皮革製品製造業	47
金属製品製造業	47
機械製造業	47
化学工業	46
卸売及び小売業	46
ゴム製品製造業	45

労働省、毎月勤労統計調査

表20　男子給与に対する女子給与の比率の低い産業(1952年1月～12月平均)

産業別	男子給与に対する女子給与の割合
	%
無機ガラス及び土石製品製造業	37
衣服及び身廻品製造業	38
食料品製造業	38
金融保険業	42
電気機械器具製造業	43
ガス及び石油製品製造業	43
紡織業	43
その他の製造業	44
鉱業	44

労働省、毎月勤労統計調査

なお給与の高い産業は必ずしも女子給与の男子給与に対する割合が高いとは限りません。一九五二年に女子給与額の最高を示した金融業及び保険業は、男子の給与との比較では四二%という低率です。(表20)

以上のように一般に女子の平均給与が男子に比べて低いのは女子雇用者の平均年令が低く、勤続年数が短く、扶養家族数が少ないこと、(表9)又女子の方が給労働時間数が男子に比べてやや短いこと、更に職場に永く勤める場合でも、従来女子の教育や職業的訓練の機会が男子に比べて少なかつたため、高い技能を必要とする職業や、監督管理の地位につく女子が比較的少なかつたためです。しかし一九四七年労働基準法の制定によつて「男女同一賃金」の原則が明示され、職務分析に基く職階制の制定も進捗し、又、戦後給与体系に生活給的色彩が強くなつたこと、女子雇用者の平均年令が長くなつたこと、教育の機会が均等に与えられるようになつたこと等によつて、男女賃金の差は戦前に比べてかなり少くなつてきています。

表21　年令階級別1人1カ月平均現金給与男女比率(1949年11月)

	男子	女子
総数	100	45.7
15才	100	93.7
16才	100	87.3
17才	100	82.8
18才～19才	100	73.2
20才～24才	100	67.3
25才～29才	100	57.7
30才～34才	100	49.4
35才～39才	100	46.0
40才～49才	100	44.0
50才～59才	100	40.9
60才～64才	100	46.2
65才以上	100	40.5

労働省調、個人別賃金調査

表22　旧制中学校卒業一般事務員の1人平均1時間当り賃金額　(1951年10月)
京浜地区

年令階級	1人平均1時間当り賃金額 男	女	男に対する女の賃金の割合
	円	円	%
18才～19才	39.74	37.87	95.0
20才～24才	48.86	43.29	88.5
25才～29才	64.77	50.73	78.5
30才～34才	81.07	56.66	69.8
35才～39才	94.82	62.86	66.0
40才～49才	107.24	69.54	65.0

註1)　1時間当り賃金額は時間外割増賃金の算定に用いる割増率をかける前の基礎額である。従つて月間給与額を労働時間数で除したものとは異る。

労働省調、職業別賃金調査

なお一九四九年一一月の個人別賃金調査によつて年令階級別一人一カ月平均現金給与額の男女比率をみると、表21の通り、年令の低い程男女の差は少く、一五才では女子の賃金は男子の九三・七%で男女の差は極めて僅かになつています。又、一九五一年一〇月の職業別賃金調査によつて、京浜地区一般事務員の一人平均一時間当り賃金額を見ると表22の通りで、一八才では男子に対する女子賃金額の割合は九五%となつています。

(3)　女子給与の年令階級別、扶養家族数別及び勤続年数別格差

一九四九年一一月の個人別賃金調査によつて女子の給与を年令別にみると、給与の最も高い四〇才―四九才が一五才の給与の二倍弱となつています。これを指数として見ると一五才の女子給与を一〇〇として四〇才―四九才の女子給与は一八九となつています。これに対して男子の場合は四〇四と四倍強を示し、図1の通り男子より女子の方が倍率はかなり低くなつています。

これを学歴別にみると女子の小学校卒業者は一五才の女子給与を一〇〇として、四〇才―四九才には三七〇、女子のうち中学校卒業者は一八―一九才を一〇〇として四〇―四九才には一四九、男子は二六一と、同じ学歴でも年令による給与の差は男子より女子のほうが遙かに少くな

図f　男女別1人1カ月平均現金給与額
年令階級別格差（1949年11月）

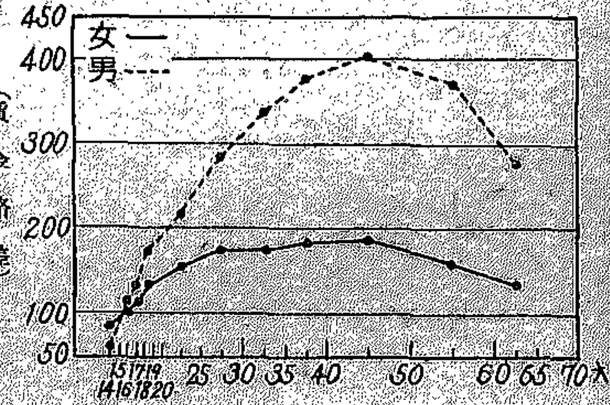

労働省、個人別賃金調査報告による

図g　男女別1人1カ月平均現金給与額の
扶養家族数別格差（1949年11月）

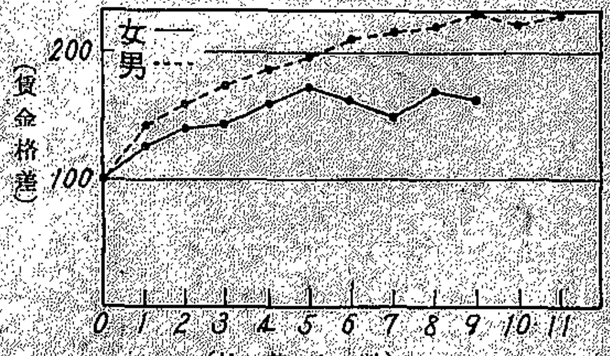

労働省、個人別賃金調査報告による

一八

つています。

更に扶養家族数別の給与の格差をみると、やはり女子のほうが低く、扶養家族数〇人の場合の平均給与を一〇〇とすると、五人扶養家族をもつ女子は一五三で〇人の場合の約一倍半であるのに対して、男子は一九八と約二倍を示しています。（図g）

これに対して勤続年数

(4) 女子労働者の賃金階級別分布状態

同調査によつて賃金階級別女子労働者の分布状態をみると、図iの通りで一九四九年一一月現在毎月きまつて支給する給与三、〇〇〇円台のところに女子労働者の二六・六%が集中し、全体の七一・九%が五、〇〇〇円未満です。これに対して男子は各賃金階級に比較的広く分布し五、〇〇〇円未満のものは全体の一六%を占めるのみです。

図h　男女別1人1カ月平均現金給与額勤続年数別格差
（1949年11月）

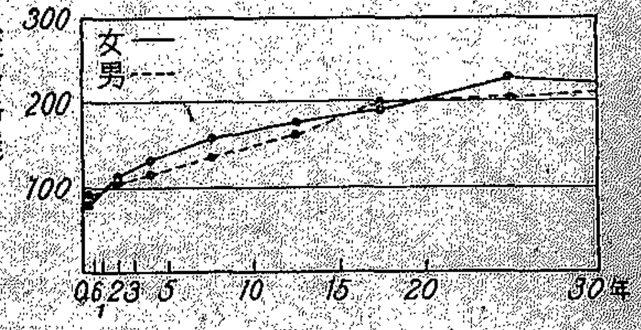

労働省、個人別賃金調査報告による

図i　賃金階級別労働者分布（1949年11月）
（調査産業総数）

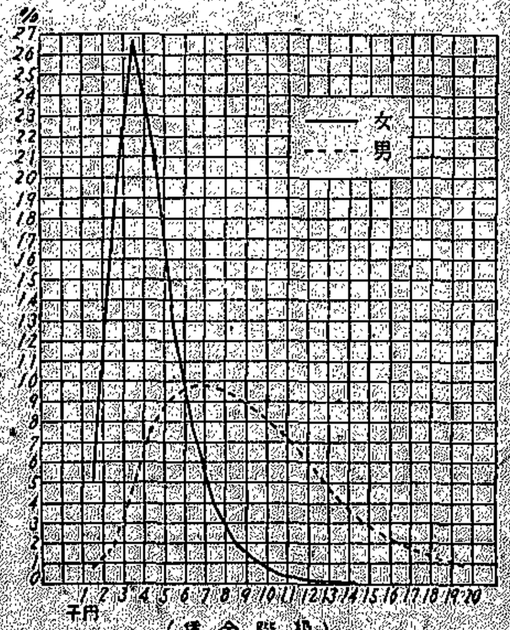

労働省、個人別賃金調査報告による

(二) 労働時間及び出勤日数

終戦後労働基準法の施行によつて、労働者の労働時間は次第に減少しています。労働省労働統計調査年報（一九四八年版）によれば、表23の通り、女子の労働時間は一九四三年には製造工業において一人一日平均一〇・二時間（休憩時間

表23　製造工業、女子労働者の1人1日平均労働時間

年別	時間
1940年（昭和15年）	9.9時（休憩時間を含む）
1941〃（〃 16〃）	10.0（〃　〃）
1942〃（〃 17〃）	10.1（〃　〃）
1943〃（〃 18〃）	10.2（〃　〃）
1946〃（〃 21〃）	8.7（〃　〃）
1947〃（〃 22〃）	8.0（実労働時間）
1948〃（〃 23〃）	7.8（〃　）

労働省、労働統計調査年報（1948年版）より

を含む）を示したのが、一九四六年には八・〇時間（休憩時間を除く）、一九四八年には七・八時間（休憩時間を除く）と次第に減少しています。その後朝鮮動乱の影響をうけて一時増加の傾向を示しましたが、一九五一年夏以降は内外市況の不振とそれに伴う生産活動の「般的停滞化を反映し、一九五二年及び一九五三年の間には大きな動きはなく何れも平均八時間を保つています。

毎月勤労統計調査によって一九五二年の一カ月平均実労働時間数を産業総数について男女比較すると、表24の通り所定労働時間内労働時間数は女子一七六・九時間、男子一九五・五時間でやや女子が長いが、所定労働時間外労働時間数は女子が七・六時間、男子一八四・四時間、男子の実働八・二時間に対して女子は七・九時間になります。

前年に比べて女子の一カ月平均所定内労働時間数は一・七時間、所定外労働時間数は〇・六時間増えています。

年間の一カ月平均出勤日数は女子二四・〇日、男子二四・六日で前年に比べて男女とも一・〇日増えています。

表24　男女別1カ月平均実労働時間数及び出勤日数（1952年平均）

男女別	総実労働時間数	所定労働時間内労働時間数	所定労働時間外労働時間数	出勤日数
男	195.5時	175.1時	20.7時	24.6日
	（1日平均8.2）			
女	184.4	176.9	7.6	24.0
	（1日平均7.9）			

労働省、毎月勤労統計調査

(三)　労働基準監督実施状況

(1)　女子関係条文違反状況

労働省労働基準局調によると、労働基準法の違反件数中、女子関係条文（第四条、第六一条～第六八条、但し第六二条～第六四条及び第六八条には男子年少者関係を含む）の違反は一九四八年二月～一二月間には一万三千件、一九四九年には二万九千件、一九五〇年には二万九千件、一九五一年には二万件、一九五二年には一万九千件となつています。

一九五二年における女子関係条文の違反状況を条文別にみると、前年と同様第六一条（女子の労働時間及び休日）違反が最も多く、表25の通り一月～一二月間に一五、八〇五件で女子関係条文違反件数中八〇%を占めています。この他第六二条（深夜業）は二、七九九件（男子年少者関係を含む）、第六三条（危険有害業務の就業制限）は七五九件（年少者関係を含む）、第六四条（坑内労働の禁止）は一三二件、第六五条（産前産後休業）は二九件、第六六条（育児時間）は一三件、第六七条（生理休暇）は八一件となつています。

表25　労働基準法女子関係条文違反件数（1952年合計）

條文別		件数
計		19,728件
第4條	男女同一賃金	95
第61條	女子の労働時間及び休日	15,805
第62條	深夜業の禁止	2,799
第63條	危険有害業務の就業制限	759
第64條	坑内労働の禁止	132
第65條	産前産後休業	29
第66條	育児時間	13
第67條	生理休暇	81
第68條	帰郷旅費	15

（註）第62條～第64條並びに第68條には男子年少者関係を含む。

労働省、労働基準局調

(2)　女子保護実施状況

一九四七年労働基準法施行後、一九五二年八月同法改正まで常時一〇人以上女子を使用する使用者は、女子年少者労働基準規則により労働基準監督署に女子保護実施状況（産前産後休業、育児時間、生理休暇等）に関する報告を毎年一回行つていました。

この一九五二年の報告によると表26に見る通り有夫の女子労働者は次第に増加の傾向を示しています。各年を通じて満一八才以上の女子労働者に対する有夫者の比率の高い産業は林業、鉱業、建設業などで、金融業、商業、サービス業

表26　年別女子保護実施状況（1948年～1951年）

年別	有夫者数	産前休業		産後休業			育児時間	生理休暇		
	女子労働者総数に対する有夫者数の%	満18才以上に対する有夫者数の%	請求人員数の有夫者数に対する%	求日数請求人員の平均請	換請求人員数の対する軽易業務転休業請求人員数に%	請求人員数の有夫者数に対する%	求日数請求人員の平均請	請求人員数の請求人員数に対する異常産の件数の%	間請求人員数に対する育児時間数の%	女子労働者の一人当り（一年間における）平均請求回数	一回の請求の平均休暇日数	労働者一人当りの年間における）平均休暇日数（
昭和23年	9.0%	12.4%	14.5%	28.5日	7.8%	15.4%	40.1日	3.5%	59.6%	1.2回	1.9日	2.2日
〃24〃	10.7	14.3	16.9	30.0	9.7	19.7	37.5	4.5	41.2	1.4	1.7	2.3
〃25〃	9.0	11.4	18.9	26.6	8.0	19.5	39.1	4.5	45.8	1.0	1.7	1.7
〃26〃	11.7	15.2	12.3	27.7	6.3	13.2	38.3	4.6	64.0	0.9	1.9	1.7

（註）本表は、昭和23年1月1日より昭和26年12月末迄における女子保護実施状況について事業主から労働基準監督署に報告のあつたものを、暦年毎にとりまとめた結果を百分比で比較したものである。

等は一般に低率を示しています。

産前産後休業の平均請求日数をみると産後に比較して産前は一般に短く、年別平均は何れも四週間内外に止まつています。これにひきかえ産後はほぼ六週間内外休業しています。一九五一年度について産業別平均請求日数をみると、産前では化学工業が最高で三二・五日、その他は平均請求日数（二七・七日）を下廻つています。産後では皮革及び皮革製品製造業が五三・二日、卸売及び小売業が五一・四三・九日、家具及び建具製造業が四六・九日と基準法規定の六週間より大分長く、その他も大体三八日以上です。

育児時間請求者は産後休業者に対して毎年五〇%内外です。これは産後休業のあと退職するものが相当数ありますから、実際の産後就業者に対する比率はもつと高いものと思われます。

生理休暇の一年間における女子労働者の一人当り平均請求回数は一九四八年には一・一七回、一九四九年には一・三七回、一九五〇年には一・〇二回、一九五一年には〇・九回と漸次低下の傾向を示しています。

なお一般的にいえることは、比較的肉体労働に属する業種における産前産後休業、生理休暇等の利用率が高いということです。

四　労働衛生

(1)　病類別罹病率

労働基準局調による一九五二年上半期（一月～六月）の定期健康診断受検者数は三六五、一四六人で、そのうち女子の疾病総数は五三、九三四となつています。この受検者数に対する疾病総数の割合によつて女子の罹病率を見ると表27の通り一四・八%で、これを前年度の一七・〇%と比べると大分低く、又男子の罹病率（受検者一、三一六、八三三人中一六・五%）よりも低くなつています。結核罹患率も二・六%で、前年度の四・四%と比べてかなり低く、又男子の三・七%に比べても低率です。

表27　男女及び病類別罹病率
（1952年1～6月平均）

男女別	受検者数	疾病総計	結核	その他の疾病
	人	%	%	%
男	1,316,833	16.5	3.7	12.8
女	365,146	14.8	2.6	12.2

労働省、労働基準局調

(2)　欠勤率

労働省労働基準局調査によると女子労働者の欠勤率は各月を通じて疾病、外傷以外のその他の理由による欠勤率は概ね女子雇用者のほうが高くなつていますが、疾病及びその他の理由による欠勤率は各月とも男子の方が高くなつています。（表28）

表28　病類、男女及び月別欠勤率
（1951年7月～12月）

月別	疾病		外傷		その他	
	男	女	男	女	男	女
7月	2.50%	3.00%	0.57%	0.10%	5.1%	5.4%
8月	2.71	2.97	0.60	0.12	6.15	7.01
9月	2.86	2.88	0.60	0.10	5.38	6.16
10月	2.56	2.66	0.55	0.10	6.07	6.95
11月	2.48	2.36	0.62	0.10	6.78	6.27
12月	2.24	2.27	0.53	0.09	5.10	5.17

労働省、労働基準局調査

三、労働組合

我国では一八九七（明治三〇）年に初めて労働組合の設立をみましたが、数年ならずして殆ど消失し、第一次世界大戦までは殆ど無組織の状態でした。第一次大戦後、重工業の著しい発展と労働者数の増大、労働者の大工場への集中等は、労働組合結成の機運を急速に高め、一九一九（大正八）年には組合数一八七、その後年々増加して一九二六（昭和初）年には組合数五〇〇余、組合員数三二万人を数えるに至りました。しかし一九三六（昭和一一）年頃を頂点として日華事変以後は減少の一途を辿り、一九三九（昭和一四）年に産業報国聯盟、一九四〇（昭和一五）年に産業報国会が設立するに及んで、殆どの組合は解散してこれらに包括され、終戦時には組合は皆無の状態でした。（以上の数字は内閣統計局労働統計要覧による）

終戦後は日本民主化の線に沿つて労働組合に対してもその保護育成案がとられ、組合数、組合員数とも急激な増加をみました。労働省労働組合基本調査によると、一九四五（昭和二〇）年には組合数五〇九、組合員数三八〇、六七七人であつたのが、一九四九年度の調査では組合数三四、六八八、組合員数六、六四六、一五五人と飛躍的な増加を示しています。その後国際情勢の変化、使用者側の立ちなおり、更に経済安定政策等が組合組織にも影響し、組合数、組合員数とも相当の減少をみ、一九五一年度調査によれば組合数二七、六四四、組合員数五、六八五、八三一人となつています。

この組合組織の減少の原因を、一九五一年の同調査によつてみると、

1　事業所の休廃にもとづくもの
2　組合無用論のため
3　組合組織変更のため（改組、合併、分裂）
4　組合内紛、財政不如意、指導者の欠如

等があげられています。

しかし、この組合数及び組合員数の減少傾向も、一九五〇年以後の雇用者数の増大と労働組合運動の活潑化を反映し、一九五一年を最低として一九五二年には組合数二七、八一五、組合員数五、七一九、五六〇人と若干の増加を見ました。

以上述べた労働組合の戦前戦後を通じての状況の中で女子はどのような状態であつたか、次に述べてみましょう。

初期の日本産業の中心を占める紡績業の主要な担い手であつた女子労働者は労働者数において男子をりょうがしていましたが、労働組合を作るまでには至らず、労働組合が急速に発展した大正年代に入つても、女子の労働組合員数は男子に比べて著しく低く、表29の通り一九二七（昭和二）年には僅か一万三千人余で、組合員総数中四・二%、一九三六（昭和一一）年で五・九%を占めるのみです。次に一九三六（昭和一一）年の労働者総数によつて組合加入労働者の組織率を推定すると表30の通り男女総数で六・九%となつています。これにひきかえて終戦後女子労働者の組合加入は著しく増大し、表31の通り一九四九年には、一、一五一、七八二人、同期の労働力調査の女子雇用者数と対比して推定した組織率は表32の通り五一%と戦後最大の数字を示しました。その後一九五〇年は三八・三%一九五一年は三七・四%、

表29　年別労働組合数及び組合員数
（1927年～1938年）

年別	組合数	組合員数		
		総数	男子	女子
		人	人	人
1927年(昭和2年)	505	309,493	296,469	13,024
1930〃(〃5〃)	712	354,312	341,222	13,090
1933〃(〃8〃)	942	384,613	363,090	21,523
1936〃(〃11〃)	973	420,589	395,904	24,685
1938〃(〃13〃)	731	375,191	351,768	23,423

内閣統計局、労働統計要覧より

表30　年別労働組合推定組織率（1930年～1938年）

年別	労働者総数	組合加入労働者総数	労働者総数に対する組合加入労働者の割合
	人	人	%
1930年(昭和5年)	4,713,002	354,312	7.5
1933年(〃8〃)	5,126,719	384,613	7.5
1936年(〃11〃)	6,090,116	420,589	6.9
1938年(〃13〃)	6,785,399	375,191	5.5

内閣統計局、労働統計要覧より

表31　年別労働組合数及び組合員数（1945年～52年）

年別	組合数	組合員数		
		総数	男子	女子
1945年（昭和20年）	509	380,677	–	–
1946年（〃 21年）	17,266	4,925,598	–	–
1947年6月末（〃22）	23,323	5,692,179	–	–
1948〃 〃（〃23）	33,926	6,677,427	5,026,937	1,507,017
1949〃 〃（〃24）	34,688	6,655,483	5,126,333	1,519,782
1950〃 〃（〃25）	29,144	5,773,908	4,466,917	1,304,332
1951〃 〃（〃26）	27,644	5,686,774	4,333,215	1,352,620
1952〃 〃（〃27）	27,851	5,719,560	4,397,546	1,322,014

労働省、労働組合基本調査

表32　年別労働組合推定組織率（1948年～52年）

年別	女子組合員数	女子雇用者数	女子雇用者数に対する女子組合員数の割合
	人	人	%
1948年6月（昭和23年）	1,507,017	3,300,000	45.7
1949〃（〃24〃）	1,519,782	2,980,000	51.0
1950〃（〃25〃）	1,304,332	3,410,000	38.3
1951〃（〃26〃）	1,352,620	3,620,000	37.4
1952〃（〃27〃）	1,322,014	4,050,000	32.6

労働省、労働組合基本調査

四五%、医薬品製造業は四二%となっています。前年度と比べると何れも組合員総数中に占める女子組合員の割合は減少してきています。

一九五二年は三二・六%と徐々に低下しています。なお男子の一九四九年同時期の推定組織率は五七・二%、一九五二年は四三・二%です。この率の低下は男子においても同様で、組織労働者の減少というよりも、女子雇用者数の増大によるところが大きいようです。

次に組合員総数中女子の占める割合は、労働省の一九五二年労働組合基本調査によると、二三%です。これを産業別にみると、女子労働者の割合の多い産業は組合員中女子の占める割合も多く、紡織業中製糸業は八一%、紡織業は七二%、衣服及び身廻品製造業は七〇%、織物業は六八%、ゴム製品製造業は四八%、その他の製造業は四七%、煙草製造業は

表33　年別女子労働組合役員選出状況

年別	女子組合員総数に対する女子役員[1]数の割合	女子組合員総数に対する女子執行委員[2]数の割合
	%	%
1950年（昭和25年）	0.26	1.19
1951年（〃 26〃）	0.24	1.18
1952年（〃 27〃）	0.23	1.16

註1）役員とは委員長、副委員長、書記長及び会計監査をいう。

2）執行委員とは委員長、副委員長及び組合規約に基づいて選出されたその組合執行機関の構成員をいう。

労働省、労働組合基本調査

なお同調査により一九五二年の組合役員選出状況をみると、女子役員（委員長、副委員長、書記長、会計監査）の数は二、九八一人で女子組合員一〇〇〇人中約二人、男子の場合は一、〇〇〇人中約二五人の割合になっています。女子執行委員の数は一五、三〇〇人で、女子組合員一、〇〇〇人中約一二人、男子の場合は約四九人の割合になっています。

女子組合員数に対する女子の役員及び執行委員の割合は毎年僅かながら減少してきています。